

令和3年11月定例会 経済委員会（事前）

令和3年11月22日（月）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

北島委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】（資料1）

- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

大塚労働委員会事務局長

今定例会で御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際、2点御報告を申し上げます。

お手元の報告資料1ページをお開きください。

1の調整事件についてでございます。

終結した事件が1件、新規に申請のあった事件が1件ございます。

調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議について、両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な手助けを行うものでございます。

終結した事件につきまして、使用者の業種は医療、福祉で、労働組合から令和3年7月30日に組合員の懲戒解雇の撤回と職場復帰を求めて、あっせんの申請があったものでございます。

この事件につきましては、労働組合と使用者の当事者から事情聴取を行い、あっせんを2回実施し、双方に対して歩み寄りを促しましたが、主張の隔たりが大きく、やむなく、あっせんを打ち切ったものでございます。

次に、新規に申請のあった事件につきましては、使用者の業種は建設業で、労働組合から令和3年9月30日に組合員の未払賃金と退職金を請求して、あっせんの申請があったもので、現在、円満な解決に向け、あっせんを実施しているところでございます。

続きまして、報告資料2ページを御覧ください。

2の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

個別的とは、労働組合と使用者の紛争ではなく、個々の労働者と使用者の紛争でございます。この表は個別的労使紛争解決サービスに係る令和3年4月1日から10月末までの運用状況でございます。

表の一番上の欄、相談の件数は142件となっており、その下の欄、あっせん申請は4件となっております。

それより下の欄は、あっせん申請の内訳となっております、申請のありました4件全てが終結しており、4件とも打切りとなっております。

打切りの内訳は、相手方の不応諾によるものが2件、合意に至らずに不調となったものが2件となっております。

また、この表にはございませんが、相談の内容につきましては、パワハラや嫌がらせに関する相談が最も多く、次いで、解雇に関する相談、退職に関する相談の順となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

北島委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

増富委員

ただいま局長から説明があった報告事項について、数点お聞きしたいと思います。

個別的労使紛争解決サービスの運用状況について、10月までに142件と言っていました。実際、これが多いか少ないかはちょっと分からないのですが、例年に比べてどのような状況なのか、まずお聞きしたいと思います。

倉橋調整課長

ただいま増富委員から、相談件数の状況について、多いか少ないかということで御質問を頂きました。

今年度、4月1日から10月末までに労働委員会に寄せられました相談件数は142件となっております。昨年度の同じ時期が126件、令和元年度が124件、平成30年度が162件という数値となっております、年度によって多少ばらつきがございますが、平均的な件数で推移していると思っております。

増富委員

それと、今コロナが減っているとはいえ、ここまでのコロナに関しての相談はどれぐらいありましたか。

倉橋調整課長

新型コロナ関連の相談件数でございますが、今年度現時点の新型コロナ関連の相談につきましては4件となっております、参考までに申し上げますと、昨年度同じ時期では6件でございました。

増富委員

徳島県においても、とくしまアラートが解除されているという状況であり、全国的にも感染者は急激に減少しておるわけです。これが何で減少したかという理由は様々あってよく分からないのですが、労働委員会が行っているあっせん、労働相談は労働者、使用者の双方にとって労使関係で困ったときに役立つ、非常に重要な制度であるということは理解できます。来るべき第6波に向けて備える観点からもしっかりと制度を広報し、県民の方々に知っていただく必要があると思いますが、この件について今後どのように取り組まれるのか教えていただきたいと思います。

倉橋調整課長

新たな感染拡大も踏まえて十分に広報ができているのかという御質問かと思います。

委員お話しのとおり、我々労働委員会の職員も労働委員会が行っておりますあっせん、労働相談などの制度について、県民の方々に知っていただいて、そして気軽に御利用いただくということが大変重要であると考えております。

労働委員会におきましては、あっせんや労働相談などの制度の紹介や御利用についての案内を内容とします広報チラシを作成しまして、コンビニエンスストアですとか、大型ショッピングセンターといった人が集まる場所に年間約1万5,000部配布いたしております。

それから、原則毎週木曜日に実施しております、労働委員会委員による専門的な労働相談の開催案内も新聞、ラジオ、それからケーブルテレビを活用しながら広く広報しておるところでございます。

また、国のほうで10月を個別労働紛争処理制度周知月間と位置付けておりまして、この期間にあわせて活動や制度を分かりやすく紹介したパネル展、それから阿南市のひまわり会館ですとか、美馬市の地域交流センターミライズに労働委員会委員が出向いて、出張労働相談会を開催いたしております。

こういった取組を積極的に行うなどによりまして労使紛争の解決につながる情報を届けていこうと努めてまいったわけでございまして、10月の労働相談件数は37件と、多くの御利用を頂いたところでございます。

県民の皆様は労働委員会がどのようなことをしているのかということを知っていただいて、また必要なときにはこの制度を御利用いただくように、更に工夫して分かりやすく広報してまいりたいと考えております。

増富委員

労働委員会が行うあっせん、それから労働相談のうたい文句は、経験豊かな公・労・使委員の三者構成で解決に向けて助言が得られること、それから、もう1点は短期間での処理、無料で制度が利用できるなど時間や費用面でのコストが掛からないということで、労働者や使用者にとって負担が少ないだけではなく、労使双方の主張の隔たりを解消する契機という非常に有り難い制度でございます。こういった情報が現在、労使間の紛争で悩んでいる、正に解決の助けを必要としている人に届くことが一番重要であるということです。ので、引き続き労使間の紛争解決を図り、健全な労使関係の構築につながるよう対応をお

願いして、来るべく第6波に向けてしっかりと準備をしていただきたいと思います。

北島委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時43分）